

和歌山信愛女子短期大学学則

第 1 章 目的および使命

〔目的および卒業認定・学位授与の方針〕

- 第 1 条 本学は、教育基本法および学校教育法の下に、カトリック精神に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業または実際生活に必要な能力を養成するとともに、高い教養と豊かな人間性をもって社会に貢献する女性を育成することを目的とし使命とする。
- 2 本学に 2 年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士の学位を授与する。
- (1) 女性として、キリスト教的倫理観を背景に、一人ひとりを大切にする愛の精神を体現し、高い教養と豊かな人間性を兼ね備えている。
 - (2) 職業人として、その使命を理解し、専門的知識と技能を背景とした高い実践力と創造力で、現代社会の多様な問題解決に自ら率先して取り組むことができる。
 - (3) 社会人として、地域社会の一員としての自覚と責任感を有し、真摯な姿勢と高いコミュニケーション能力で、地域をとりまとめ、リーダーシップを発揮できる。

〔自己点検・評価および認証評価〕

- 第 2 条 本学は、教育水準の向上を図り、本学教育の目的および使命を達成するため、教育研究等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。
- 2 前項に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、文部科学省の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

第 2 章 学科、修業年限、学生定員および学科の教育目的

〔学科および修業年限〕

- 第 3 条 本学に生活文化学科（生活文化専攻、食物栄養専攻）、保育科をおく。
- 2 修業年限は 2 年とする。
- 3 学生は、4 年をこえて在学することはできない。

[学生定員]

第 4 条 各学科・専攻の学生定員は次のとおりとする。

学科・専攻	入学定員	収容定員
生活文化学科生活文化専攻	40名	80名
生活文化学科食物栄養専攻	50名	100名
保育科	80名	160名

[学科・専攻の教育目的および卒業認定・学位授与の方針]

第 5 条 学科・専攻の教育目的は次のとおりとする。

生活文化学科生活文化専攻

建学の精神に則り、生活に関わる幅広い知識と技能を養い、感性豊かで創造的なデザイン力を培い、地域と社会に貢献できる自立性を有する人材育成を目的とする。

生活文化学科食物栄養専攻

建学の精神に則り、食生活を通して人々の健康を維持増進することに貢献できる、専門の知識と技術を兼ね備えた栄養士の養成を目的とする。

保育科

建学の精神に則り、愛と奉仕の精神を基盤とする人間形成に努め、現代社会に適応する保育の知識と技術を有する専門保育者の養成を目的とする。

2 学科・専攻の卒業認定・学位授与の方針は次のとおりとする。

生活文化学科生活文化専攻

本科専攻に2年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士（生活文化学）の学位を授与する。

(1) キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりを大切にできる豊かな人間性と高い教養を兼ね備え、地域社会で幅広く活躍する女性としての使命感・責任感をもっている（キリスト教の教えを背景とした倫理観（態度・志向性）、教養・知性（知識・理解）、汎用的技能）。

(2) 生活と職業に関する専門的知識を修得し、これらを必要とする領域で個性を発揮することができる（専門的知識・理解）。

(3) 実社会において求められる専門的かつ実践的な技能が身について

いる（専門的技能）。

- (4) 知性と論理的思考力を背景に、生活に関係する課題を総合的に分析し、具体的対策を立案、実行するなど、自主的に問題解決に取り組むことができる（統合的な学習経験と創造的な思考力）。
- (5) 多様な地域課題を理解し、地域社会の一員としての自覚を持って、生涯学び続ける態度が身についている。また、職場や地域の人々と良好な人間関係を構築し、協力して物事を行うことができる。
(社会人としての態度・志向性)。

生活文化学科食物栄養専攻

本科専攻に2年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士（栄養）の学位を授与する。

- (1) キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりを大切にできる豊かな人間性と高い教養を兼ね備え、地域社会で幅広く活躍する女性としての使命感・責任感をもっている（キリスト教の教えを背景とした倫理観（態度・志向性）、教養・知性（知識・理解）、汎用的技能）。
- (2) 食と健康に関する基礎知識を修得し、人々の食と健康を支える職業人としての使命と責務を自覚している（専門的知識・理解）。
- (3) 食や医療、介護の現場に必要な技能と表現力を身につけ、人々の健康の維持・増進に貢献できる（専門的技能）。
- (4) 知性と論理的思考力を背景に、食生活に関係する課題を総合的に分析し、具体的対策を立案、実行するなど、自主的に問題解決に取り組むことができる（統合的な学習経験と創造的な思考力）。
- (5) 多様な地域課題を理解し、地域社会の一員としての自覚を持って、生涯学び続ける態度が身についている。また、職場や地域の人々と良好な人間関係を構築し、協力して物事を行うことができる（社会人としての態度・志向性）。

保 育 科

本科に2年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士（幼児教育）の学位を授与する。

- (1) キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりを大切にできる豊かな人間性と高い教養を兼ね備え、地域社会で幅広く活躍する女性としての使命感・責任感をもっている（キリスト教の教えを背景とした倫理観（態度・志向性）、教養・知性（知識・理解）、汎用的技能）。
- (2) 子どもや子育て、保育の包括的理解に関する専門的知識を修得し、保育現場で子ども一人ひとりの生活や状況に応じて適切に対応できる（専門的知識・理解）。
- (3) 教育課程（保育の計画と評価を含む）を理解し、多様な表現力と子どもや保護者に寄り添う共感力を基盤に、子どもの自主性を重視した保育を研究、立案、実行、改善できる（専門的技能）。
- (4) 知性と論理的思考力を背景に、子ども・子育てを取りまく社会問題を総合的に分析し、具体的対策を立案、実行するなど、自主的に問題解決に取り組むことができる（統合的な学習経験と創造的な思考力）。
- (5) 多様な地域課題を理解し、地域社会の一員としての自覚を持って、生涯学び続ける態度が身についている。また、職場や地域の人々と良好な人間関係を構築し、協力して物事を行うことができる（社会人としての態度・志向性）。

第 3 章 学年、学期、休業日および授業期間

〔学年〕

第 6 条 本学の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

〔学期〕

第 7 条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日より9月30日まで

後学期 10月1日より翌年3月31日まで

〔休業日〕

第 8 条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 本学創立記念日	11月12日
(4) 春季休業	3月20日より3月31日まで
(5) 夏季休業	8月15日より9月30日まで
(6) 冬季休業	12月25日より1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は必要に応じ、休業日に授業を行い、臨時に休業日を設け、または休業日を変更することができる。

[1年間の授業期間]

第 9 条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、年間35週にわたることを原則とする。

第 4 章 教育課程および履修方法等

[教育課程]

第 10 条 本学の授業科目を分けて共通教養科目群と専門教育科目群とする。

2 授業科目および単位を別表1～4のとおりとする。

3 前項に定める授業科目のほか、必要がある場合は、教授会の議を経て学長が臨時に授業科目を開設することができる。

[授業の方法]

第 11 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学は前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業を実施する授業科目については別に定める。

[履修方法]

第 12 条 本学において開設する各授業科目は、これを必修科目および選択科目に分け、各年次に配当して編成する。

2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、1年間に履修科目として登録できる単位数の上限を定めることができる。

3 前項に定める単位を優れた成績をもって修得した学生については、上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

3 履修方法及び各学科の履修登録単位数の上限については、別に定める。

[単位の授与]

- 第 13 条 各授業科目を履修した者には認定の上、単位を与える。
- 2 単位修得の認定の方法は、試験によるものほか、本学が認める適切な方法により学修の成果を評価して行うものとする。

[試験等]

- 第 14 条 試験等は、原則として学期末または学年末に実施する。
- 2 試験等の受験資格、再試験および追試験に関しては、別に定める。

[授業科目の評価基準]

- 第 15 条 成績の評価は 100 点満点とし、60 点以上を合格とする。
- 2 本条および前 2 条に関して、必要とする事項は別に定める。

[単位計算]

- 第 16 条 各授業科目の単位数の計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、保育科及び生活文化学科食物栄養専攻における実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、個人指導を主とする卒業研究等の授業科目については、その成果を評価して本学で定める単位を与えることができる。

[卒業要件]

- 第 17 条 本学を卒業するためには、学生は 2 年以上在学し、別表 1 ~ 4 に定めるところにより、共通教養科目群および専門教育科目群にわたり 62 単位以上を修得しなければならない。
- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第 11 条第 2 項の授業の方法により修得する単位数は、30 単位を超えないものとする。
- 3 本学に 2 年以上在学し、本学則に定める授業科目および単位数を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。
- 4 前項の規定により卒業を認定した者に対し、本学の学位規程の定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。

第 5 章 免許状および各種資格の取得

〔教員免許状〕

第 18 条 本条第 2 項に規定する教員免許状の資格を取得しようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ別表 5 に定める所要の単位を修得しなければならない

2 本学において取得できる免許状の種類は次のとおりである。

学 科	取得できる免許
保 育 科	幼稚園教諭 2 種免許状

〔栄養士・保育士〕

第 19 条 前条に定めるほか、本学の各学科において取得できる資格および免許は次の表に掲げるとおりとする。

学科・専攻	取得できる資格および免許
生活文化学科食物栄養専攻	栄養士
保 育 科	保育士

第 20 条 生活文化学科食物栄養専攻の学生で、栄養士の免許を得ようとする者は、第 16 条に規定する卒業の要件を充足し、かつ栄養士法および同施行規則の規定により別表 6 に掲げる修業教科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

第 21 条 保育科の学生で保育士の資格を得ようとする者は、第 16 条に規定する卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法および同施行規則の規定により別表 7 に示す所定の修業教科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

2 介護福祉士養成施設の卒業者に対しては、別表 7 の備考 2 に従う。

〔その他の資格〕

第 22 条 生活文化学科生活文化専攻の学生で、全国大学実務教育協会認定の「秘書士」「上級秘書士」「上級秘書士（メディカル秘書）」「情報処理士」「上級情報処理士」称号の資格を得ようとする者は、別表 8 に掲げる授業科目のほか、本学で定める授業科目および単位数を履修しなければならない。

2 生活文化学科食物栄養専攻の学生で、日本医療福祉実務教育協会認定の「医療秘書実務士」称号の資格を得ようとする者は、別表 9 に掲げる授業科目のほか、本学で定める授業科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

3 生活文化学科の学生で、日本フードコーディネーター協会認定の「フードコーディネーター3級」称号の資格を得ようとするものは、別表10に掲げる授業科目のほか、本学で定める授業科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

4 (削除)

第 6 章 入学、再入学、転学、転学科、休学、退学および除籍

[入学時期]

第 23 条 入学の時期は学年のはじめとする。転入学、再入学の場合も同様とする。

[入学資格]

第 24 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者

(4) 文部科学大臣が指定した者

(5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定により大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(6) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

[入学検定料]

第 25 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に別表12による入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については別に定める。

[入学許可]

第 26 条 入学志願者に対しては、選考の上、学長が入学の許可を決定する。

[再入学・転入学]

第 27 条 退学者で再入学を願い出た時は、欠員のある場合に限り、選考の上、学長が入学を許可することがある。その場合、既修の単位数ならびに修業年限を本学に必要な単位数ならびに修業年限に算入することができる。

2 再入学に関する事項は別に定める。

第 28 条 他の大学から転学を希望する者に対しては、選考の上、学長がこれを許可することがある。

2 転入学に関する事項は別に定める。

〔転学科〕

第 29 条 転学科（専攻）を志願する者に対しては、学長がこれを許可することがある。

2 転学科（専攻）に関する事項は別に定める。

〔入学期料等〕

第 30 条 学長は指定された期間内に入学期料その他の納入金を納め、本学の指定する書類を提出した者に対し、本学への入学を許可する。

2 前項の手続きを怠った者には、入学を許可しないことがある。

〔保証人〕

第 31 条 入学を許可された者は、保証人を立てなければならない。

2 保証人は、保護者またはこれに代わる成年者とする。

3 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任をもつものとする。

4 保証人を変更したとき、または保証人が転居したときは直ちに届け出なければならない。

〔休学〕

第 32 条 病気その他止むを得ない事由で引き続き 3 か月以上欠席しようとする者は、休学を願い出ることができる。

2 前項の休学のうち、傷病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

第 33 条 休学は 1 年を超えることができない。ただし、特別な事情のあるときは、さらに 1 年延長することができる。

2 休学期間は、在学期間に算入しない。

第 34 条 休学者は、休学の事由が止み復学しようとするときは、これを届け出なければならない。

〔退学・転学〕

第 35 条 退学または転学しようとするときは、所定の様式の退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

〔除籍〕

第 36 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第 3 条第 2 項に規定する在学年限を越えた者

- (2) 第33条第1項に規定する休学期間を越えた者
- (3) 授業料等の納入を怠り、督促をしてもなお納入しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第 7 章 入学金、授業料等

[入学金]

第 37 条 本学に入学を許可された者は、別表12による入学金および教育充実費を納入しなければならない。転入学も同様とする。
ただし、再入学の入学金等については、別に定める。

2 入学金等の納入時期、納入方法等必要な事項は別に定める。

[授業料、その他諸費用等]

第 38 条 授業料、その他諸費用等については、別表12のとおりとする。
2 既納の授業料等納入金は、原則として、返還しない。

第 39 条 休学が前期または後期の全てに亘る場合は、その期間の授業料等を免除する。ただし、在籍料として別表12に定める金額を納入しなければならない。

第 40 条 停学を命じられた場合は、その期間中の授業料を納入しなければならない。
2 授業料の納入の義務を怠り、督促を受けても所定の期限までに納入しない者は除籍する。

[その他の学納金]

第 41 条 第38条に規定する学納金の外に修学に必要な費用を納入させがある。

第 8 章 職 員 組 織

[職員]

第 42 条 本学に次の職員をおく。

学	長		
副	学	長	
学	長	補	佐
事	務	長	
教		授	
准	教	授	

講 師
助 教
助 手
事 務 職 員
技 術 職 員

2 学長は、前項の外必要に応じて他の職員をおくことができる。

[職員の職務]

第 43 条 職員の職務は、学校教育法第92条に基づき、次のとおり定める。

- (1) 学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- (2) 副学長及び学長補佐は学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。学長に支障のある場合には、副学長が職務を代行する。
- (3) 事務長は、学内の事務をつかさどる。
- (4) 教授、准教授、講師、助教は学生を教授し、研究を指導し、また研究に従事する。
- (5) 助手は、教育研究を補助する。
- (6) 事務職員は、教務、庶務、会計その他の事務に従事する。
- (7) 技術職員は技術に関する業務に従事する。

第 9 章 運営会議、教授会および各種委員会

[運営会議および教授会]

第 44 条 本学の運営管理に関する重要事項を審議し、理事会との連絡調整を図るため、本学に運営会議を置く。

- 2 運営会議は、学長、副学長、学長補佐、学科長、事務長をもって組織する。
- 3 学長は、必要ありと認めた時は、専任の職員を参加させることができる。
- 4 運営会議は、次の事項を審議する。
 - (1) 大学運営、将来計画に関する事項
 - (2) 教学マネジメントに係る事項
 - (3) 学則、諸規程等の制定改廃に関する事項
 - (4) 人事に関する事項
 - (5) 学生の厚生補導の方針に係る事項
 - (6) 学生の入学、卒業、在籍の方針に係る事項
 - (7) 卒業認定・学位授与の方針に係る事項

(8) 自己点検・評価の方針に係る事項

(9) その他、重要事項

5 このほか運営会議に必要な事項は、別に定める。

第 45 条 本学の教育及び研究等に関する事項について審議する組織として教授会をおく。

2 教授会は、学長、副学長および専任の教授をもって組織する。

3 学長は、必要ありと認めた時は、専任の准教授、講師、助教、助手または他の教員職員を参加させることができる。

4 教授会は、次の事項を審議する。

(1) 教育研究に関する事項

(2) 教育課程および授業科目に関する事項

(3) 学生の学修、生活指導、福利厚生、賞罰に関する事項

(4) 学生の入学、卒業およびその他学籍に関する事項

(5) 学位の授与

(6) 教員の採用および昇任時の教育研究業績の資格審査に関する事項

(7) その他学長の諮問した教育研究に関する重要な事項

5 このほか教授会に必要な事項は、別に定める。

[各種委員会]

第 46 条 本学に各種委員会を設ける。

2 各種委員会の規定は別に定める。

第 10 章 科目等履修生、聴講生、外国人留学生および研究生

[科目等履修生・聴講生]

第 47 条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考の上、学長が科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生には、本学則第13条および第15条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関し必要な事項は別に定める。

4 本学の授業科目の聴講を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考の上、学長が聴講生として許可することがある。

5 聴講生に関し必要な事項は別に定める。

[外国人留学生]

第 48 条 外国人で、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は別に定める。

〔研究生〕

第 49 条 本学において、特定の事項に関し、本学教員の個人指導を受けて研究に従事しようとする者があるときは、選考の上、学長が研究生として許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は別に定める。

第 11 章 賞 罰

〔表彰〕

第 50 条 学業、徳行その他の業績について特に優秀と認められた学生に対して表彰することがある。

2 表彰に関し必要な事項は別に定める。

〔懲戒〕

第 51 条 学生が本学の規則に反するか、または学生の本分に反する行為をしたときは、学長は教授会の議を経て懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学および退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は別に定める。

第 12 章 公開講座その他

〔公開講座等〕

第 52 条 地域文化の向上発展に資するため、適宜に公開講座、講習会、展示会等を開催する。

2 公開講座等に関し必要な事項は別に定める。

第 13 章 厚 生 施 設

〔厚生施設〕

第 53 条 本学に保健室、学生相談室、学生懇話室、食堂その他の厚生施設をおく。

第 14 章 図書館および附属教育施設

〔図書館〕

第 54 条 本学に図書館をおく。

2 図書館に関し必要な事項について別に定める。

〔附属教育施設〕

第 55 条 本学に次の附属教育施設をおく。

幼 稚 園

2 前項の諸施設に関し、必要な事項については別に定める。

第 15 章 他の短期大学、大学等における授業科目の履修

および入学前の既修得単位の認定等

〔他の大学等で修得した単位の認定〕

第 56 条 本学は、教育上有益と認めるとときは、学生が他の短期大学、大学または本学教授会の議を経て学長が認めた他の教育機関において履修した授業科目について修得した単位を、20 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の単位の認定にあたっては、別に定める規定による。

〔入学前の既修単位の認定〕

第 57 条 本学は、教育上有益と認めるとときは、学生が入学する前に短期大学、大学または本学教授会の議を経て学長が認めた他の教育機関において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、20 単位を超えないものとする。

3 前二項に係る単位の認定にあたっては、別に定める規定による。

4 前条および本条の規定により認定される単位の合計は、30 単位を超えないものとする。

〔他の短期大学または大学以外の教育施設等における学修の授業科目の認定〕

第 58 条 本学は、教育上有益と認めるとときは、他の短期大学または高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

2 前項により認定できる単位数は、本学学則第 56 条第 1 項および第 57 条第 1 項に規定した単位数を合わせて 30 単位を超えないものとする。

3 前二項に係る単位の認定にあたっては、別に定める規定による。

[入学前の実務の経験を通じ能力を修得した者に対する単位認定]

第 59 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、本学が養成を目指す職業に必要な能力を修得している場合において、文部科学大臣が別に定めるところ（文部科学省平成30年告示第7号）により、当該職業に必要な能力の修得を、本学の授業科目(職業に必要な能力を育成することを目的とする課程において開設するものに限る。)の履修とみなし単位を与えることができる。

2 前項により認定できる単位数は、15単位を超えないものとし、かつ本学学則第56条第1項および第57条第1項に規定した単位数を合わせて30単位を超えないものとする。

3 前二項に係る単位の認定にあたっては、別に定める規定による。

第 16 章 海外帰国子女、社会人の受け入れ

[海外帰国子女特別選抜]

第 60 条 日本国籍を有する者で、保護者の海外赴任に同伴し、外国で就学後帰国した海外帰国子女の女子で、大学入学資格を有し本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長が入学を許可することがある。

2 海外帰国子女特別選抜の方法、その他、必要な事項は別に定める。

[社会人特別選抜]

第 61 条 社会的な経験を踏まえ明確な問題意識をもって、本学での学修を望む者があるときは、選考の上、学長が入学を許可することがある。

2 社会人特別選抜の方法、受験資格、その他必要な事項は別に定める。

別表1 共通教養科目群 (第10条関係)

領域	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
信愛の心 こころ	信愛教育 IA	1		
	信愛教育 IB	1		
	信愛教育 II A	1		
	信愛教育 II B	1		
社会を見通す力	音楽		2	必修科目を含み、合計18単位以上修得すること。ただし、領域「信愛のこころ」の科目4単位、「社会を見通す力」の科目4単位、「外国語科目」2単位、「紀の国わかやまと世界」の科目2単位を含めること。
	日本国憲法		2	
	ジェンダー論		2	
	子育て・子育ち支援論		2	
	生活科学		2	
	自然と生物		2	
	くらしに生きる数学		2	
	プロジェクト実践演習		2	
	情報文化論		2	
	くらしに生きる統計学		2	
	情報処理論		2	
	情報処理演習	2		
人とつながる力	英語 IA		2	
	英語 IB		2	
	英語 II		2	
	韓国語		2	
	心理学入門		2	
	人間関係論		2	
地域を支える力	チームワーク・リーダーシップ演習		2	
	基礎演習		2	
	保健体育講義		1	
	保健体育実技		1	
	健康教育		2	
	生涯スポーツ演習		2	
	か紀世やの界まとわ	紀の国の歴史と文化 紀の国のまちづくり 紀の国の食文化 紀の国の自然 紀の国の社会	2 2 2 2 2	
	合計	6	54	

別表2 生活文化学科生活文化専攻専門教育科目群（第10条関係）

別表3 生活文化学科食物栄養専攻専門教育科目群（第10条関係）

別表4 保育科専門教育科目群（第10条関係）

授業科目名	単位数	必 修	選 択
子どもと音楽 I	1		1
子どもと音楽 II	1		1
音楽表現	1		1
ピアノ I	2		2
ピアノ II	2		2
造形表現	1		1
子どもの運動遊び	1		1
国語表現	2		2
ネイチャーゲーム	1		1
保育のこころ	1		
保育者論	2	2	
教育原理	2	2	
保育原理 I	2	2	
保育原理 II	2		2
社会的養護 I	2		2
教育課程論（保育の計画と評価を含む）	2		2
保育内容総論	1		1
環境の指導法	1	1	
言葉の指導法	1	1	
人間関係の指導法	1	1	
健康の指導法	1	1	
表現の指導法	2	2	
身体表現	1		1
乳児保育 I	2		2
乳児保育 II	1		1
障害児保育	2		2
特別支援教育	1		1
社会的養護 II	1		1
子どもと言葉	2		2
子どもと人間関係	2		2
子どもと健康	2		2
子どもと表現	2		2
教育の方法と技術	1		1
保育の心理学 I	2	2	
保育の心理学 II	1	1	
子ども家庭支援の心理学	2		2
幼児理解と教育相談支援	2		2
子ども家庭福祉	2	2	
社会福祉	2		2
子育て支援	1		1
子ども家庭支援論	2		2
ボランティア論	1	1	
子どもの保健	2	2	
子どもの健康と安全	1		1
子どもの食と栄養	2		2
教育実習	4		4
保育実習 I	4		4
保育実習 II	2		2
保育実習 III	2		2
教育実習指導 I	1		1
教育実習指導 II	1		1
保育実習指導 I A	1		1
保育実習指導 I B	1		1
保育実習指導 II	1		1
保育実習指導 III	1		1
保育・教職実践演習（幼稚園）	2		2
キャリアデザイン	2		2
基礎ゼミ	1	1	
卒業研究	2	2	
合 計	94	24	70

音楽表現、造形表現、身体表現のうち1単位以上修得すること。

別表5 教職関係科目（第18条関係）

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目					
科目	最低修得単位数	授業科目	単位数		履修方法
			必修	選択	
日本国憲法	2	日本国憲法	2		
体育	2	保健体育講義 保健体育実技	1 1		
外国語コミュニケーション	2	英語 I A 英語 I B 韓国語	2 2 2		2単位 選択必修
情報機器の操作	2	情報処理演習	2		
領域及び保育内容の指導法に関する科目					
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目	単位数	履修方法
				必修	
的す領 事る域 項專に 門関	健康 人間関係 言葉 表現	12	子どもと健康 子どもと人間関係 子どもと言葉 子どもと表現 保育内容総論 健康の指導法 人間関係の指導法 環境の指導法 言葉の指導法 表現の指導法	2 2 2 2 1 1 1 1 1 2	6単位 選択必修
む活器導保 。用及法育 ～をびー内 含教情容 材報の の機指					
教育の基礎的理理解に関する科目等					
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目	単位数	履修方法
				必修	
教育の基礎的理理解に関する	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原理	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)				
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)				
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解				
等指指学道に導導習徳関、法の、す教及時總る育び間合科相生等的目談徒のな	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	4	教育課程論(保育の計画と評価を含む)	2	
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育の方法と技術	1	
	幼児理解の理論及び方法		幼児理解と教育相談支援	2	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
科に教 目開育 す実 る践	教育実習	5	教育実習	4	
			教育実習指導 I	1	
			教育実習指導 II	1	
	教職実践演習	2	保育・教職実践演習(幼稚園)	2	
大学が独自に設定する科目					
授業科目				単位数	履修方法
				必修	
					※

※最低修得単位を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上を修得

別表6 栄養士養成課程(学則第20条関係)

教育内容	科目名称	授業形態	単位数	必修単位数	
				講義又は演習	実験又は実習
社会生活と健康	公衆衛生学概論	講義	2	4	
	社会福祉概論	講義	2		
人体の構造と機能	解剖生理学	講義	2	8	4
	生理・生化学実験	実験	1		
	病理学概論	講義	2		
	生化学I(基礎)	講義	2		
	生化学II(応用)	講義	2		
食品と衛生	食品学I(総論)	講義	2	6	
	食品学II(各論・加工学を含む)	講義	2		
	食品学総論実験	実験	1		
	食品学各論実験	実験	1		
	食品衛生学	講義	2		
	食品衛生学実験	実験	1		
栄養と健康	栄養学概論	講義	2	8	10
	ライフステーショニスティック栄養学	講義	2		
	栄養学各論実習	実習	1		
	臨床栄養学概論	講義	2		
	臨床栄養学各論	講義	2		
	臨床栄養学実習I(計画)	実習	1		
栄養の指導	臨床栄養学実習II(実習)	実習	1	6	
	公衆栄養学	講義	2		
	栄養教育論I(基礎知識)	講義	2		
	栄養教育論II(応用)	講義	2		
	栄養教育論実習I	実習	1		
給食の運営	栄養教育論実習II	実習	1	4	
	調理学	講義	2		
	調理学実習I(基本調理)	実習	1		
	調理学実習II(日常食)	実習	1		
	給食管理	講義	2		
	給食管理実習I(給食計画)	実習	1		
	給食管理実習II(給食実習)	実習	1		
	給食管理実習III(校外実習)	実習	1		

別表7 保育士養成教育課程 (第21条関係)

備考2

介護福祉士養成施設の実施者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和40年法律第30号）第40条各項第2項）1号から第5号まで若しくは第5号の規定にように指定された学校若しくは養成施設又は同項第4号の規定にように指定された高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者をいう。）に対して、下に掲げる5号の規定について、修得免除を除除することができる。
社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定により指定された学校若しくは養成施設を卒業した者については、3年以上介護等の業務に従事した場合に修得免除を免除できる。

台に修繕を免除できる。
ア 必修科目のうち、「子ども家庭福祉」、「社会福祉」、「子ども家庭支援論」、「社会的養護Ⅰ」及び「社会的養護Ⅱ」
イ 選択必修科目のうち、「保育実習Ⅲ」及び「保育実習指導Ⅲ」

別表8 「秘書士」「上級秘書士」「上級秘書士（メディカル秘書）」「情報処理士」「上級情報処理士」資格に関する科目（第22条関係）

	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
必修科目	(領域 1) 秘書学概論 I	2		
	秘書実務 I	2		
	(領域 2) 地域文化論	2		
	(領域 3) 生活文化ゼミ	2		
選択科目	(領域 1) ジエンダー論 くらしに生きる数学 くらしに生きる統計学 情報処理演習 基礎演習 簿記 I 消費生活論 コンピュータ科学演習 マチネージメント演習 情報処理論 (領域 2) 情報コミュニケーション論 英語 I A 英語 I B 英語 II 韓国語 心理学入門 人間関係論 キャリアの心理学 キャリアデザイン II プレゼンテーション技法 生活文化論 (領域 3) プロジェクト実践演習 チームワーク・リーダーシップ演習 キャリアデザイン I インターネットシップ	2 1		領域 1～3 からそれぞ れ 2 単位以 上、計 10 单 位以上修得 すること。
	合 計	8	49	

「上級秘書士」資格に関する科目

「上級秘書士（メディカル秘書）」資格に関する科目

	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
必修科目	(領域 1) 秘書学概論 I	2		
	秘書実務 I	2		
	(領域 2) 医療事務概論	2		
	医療事務演習	2		
	(領域 3) 生活文化ゼミ	2		
選択科目	(領域 1) ジェンダー論 くらしに生きる数学 くらしに生きる統計学 情報処理演習 基礎演習 簿記 I 消費生活論 コンピュータ科学演習 マルチメディア演習 情報処理論 英語 IA 英語 IB 英語 II 韓国語 心理学入門 キャリアの心理学 プレゼンテーション技法 情報文化論 情報メディア論 生活文化論 地域文化論 (領域 2) 介護事務総論 介護事務演習 医療接遇概論 医療事務 調剤事務概論 医薬と検査 (領域 3) プロジェクト実践演習 チームワーク・リーダーシップ演習 紀の国の社会 キャリアデザイン I インターンシップ	2 2		領域 1 及び 3から 2 単 位以上、領 域 2 から 4 単位以上、 領域 1～3 のうち計 16 単位以上修 得するこ と。
	合 計	10	62	

「情報処理士」資格に関する科目

	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
必修科目	(領域1) 情報処理論 情報処理演習	2		
	(領域2) 地域文化論	2		
	(領域3) 生活文化ゼミ	2		
	(領域1) くらしに活きる数学 基礎演習	2		
	プログラミング	2		
	コンピュータネットワーク論 コンテンツデザイン 情報メディア論 簿記I 簿記II 会計学 事務管理	2 2 2 2 2 2 2 2		
選択科目	(領域2) くらしに活きる統計学 消費生活論 生活文化論 心理学入門 人間関係論 キャリアの心理学 プレゼンテーション技法 情報コミュニケーション論 情報文化論 紀の国の社会	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		領域1～3よりそれぞれ2単位以上、計10単位以上修得すること。
	(領域3) プロジェクト実践演習 チームワーク・リーダーシップ演習	2 2		
	マルチメディア演習	2		
	キャリアデザインI	2		
	キャリアデザインII	2		
	インターナンシップ	1		
	合 計	8	51	

* 「情報活用力診断テストRasti」(ICT利活用力推進機構主催)を受験し、得点が450点以上の者については、その得点証明書をもって領域1(必修科目2単位)の開発能力を達成したものとみなすことができる。

「上級情報処理士」資格に関する科目

*「情報活用力診断テストRastji」(ICT利活用力推進機構主催)を受験し、得点が520点以上の者については、その得点証明書をもって領域1又は領域2(必修科目2単位)の開発能力を達成したものとみなすことができる。

別表9 「医療秘書実務士」称号の資格に関する科目（第22条関係）

「医療秘書実務士」称号に関する科目

生活文化学科食物栄養専攻					
	規定科目	種別	授業科目名	規定単位数	
必修科目	基礎医学関係科目 解剖生理学 医薬と検査 公衆衛生学	講義	解剖生理学 医薬と検査 公衆衛生学概論	2 2 2	
	医療秘書・実務関係科目 医療秘書実務（学） 医療秘書実務実習 医療事務総論 医療事務演習 情報処理演習	講義 実習 講義 演習 演習	医療秘書実務 医療秘書実務実習 医療事務サービス総論 医療事務サービス演習 情報処理演習	2 1 2 1 1	
	福祉関係科目 福祉論	講義	社会福祉概論	2	
	臨床心理 介護概論	講義 講義	心理学入門 介護概論	2 2	
	外国語会話 手話	演習	英語IA 英語IB 英語II 韓国語	1 1	
			手話		
選択科目	合計			21	

※選択科目は2科目、4単位以上を修得しなければならない。なお、英語IA・英語IB・英語II・韓国語については開講8単位のうち1単位を認める。医療事務演習、情報処理演習、手話については、それぞれ、開講2単位のうち1単位を認められる。

別表10 フードコーディネーター養成課程（第22条関係）

科 目	テキスト章目	規定時間	履修科目名	単位	授業形態
文 化	食の歴史と文化と風土	20 h	紀の国の食文化	2	講義
	食品・食材の知識	30 h	食品学Ⅱ（各論）	2	講義
	調理方法と調理器具 [実習による履修]	30 h	調理実習Ⅰ 又は 調理学実習Ⅰ	1	実習
科 学	厨房の基礎知識	10 h	健康管理概論	2	講義
	健康と栄養	20 h	食品衛生学	2	講義
	食の安全	20 h			
デザイン/ アート	食空間のあり方	2 h			
	食空間と内装デザイン	10 h			
	食空間とテーブルコーディネー ト [実習による履修]	28 h	フードコーディネイト	2	演習
	テーブルサービスとマナー	10 h			
経済/経営	フードマネジメント	10 h			
	メニュープランニング	10 h	フードマネジメント	2	講義
	食の企画・構成・演出の流れ	10 h			

削除

別表11 「認定ベビーシッター」称号の資格に関する科目(第22条関係)

別表12 授業料等納入金

学則条項	納入金種別	年額	備考
第25条	入学検定料	30,000円	大学入学共通テスト利用選抜など書類審査のみの選抜は半額の15,000円とする
第37条	入学金	200,000円	入学手続時
第38条	授業料	716,000円	次の二期に分納 4月 358,000円 10月 358,000円
	教育充実費 (1期目)	105,000円	入学手続時
	(2期目)	105,000円	1年次後期
	(3期目)	105,000円	2年次前期
	(4期目)	105,000円	2年次後期
	実験実習費	66,000~82,000円	4月および10月の二期に分納
第39条	在籍料	20,000円	各学期別に納入

付 則

この学則は昭和28年4月1日から施行する。

付 則（昭和31年4月1日一部改正）

この改正学則は昭和31年4月1日から施行する。

付 則（昭和33年4月1日一部改正）

この改正学則は昭和33年4月1日から施行する。

付 則（昭和35年4月1日一部改正）

この改正学則は昭和35年4月1日から施行する。

付 則（昭和38年4月1日一部改正）

この改正学則は昭和38年4月1日から施行する。

付 則（昭和42年4月1日一部改正）

この改正学則は昭和42年4月1日から施行する。

付 則（昭和43年4月1日一部改正）

この改正学則は昭和43年4月1日から施行する。

付 則（昭和44年4月1日一部改正）

この改正学則は昭和44年4月1日から施行する。

付 則（昭和45年4月1日一部改正）

この改正学則は昭和45年4月1日から施行する。

付 則（昭和45年9月1日一部改正）

この改正学則は昭和45年9月1日から施行する。

付 則（昭和47年4月1日一部改正）

この改正学則は昭和47年4月1日から施行する。

付 則（昭和49年4月1日一部改正）

この改正学則は昭和49年4月1日から施行する。

付 則（昭和51年4月1日一部改正）

この改正学則は昭和51年4月1日から施行する。

付 則（昭和53年4月1日一部改正）

この改正学則は昭和53年4月1日から施行する。

付 則（昭和54年4月1日一部改正）

この改正学則は昭和54年4月1日から施行する。

付 則（昭和56年4月1日一部改正）

この改正学則は昭和56年4月1日から施行する。

付 則（昭和57年4月1日一部改正）

この改正学則は昭和57年4月1日から施行する。

付 則（昭和 59 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 60 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 61 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 62 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 63 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成元年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成元年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 2 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成元年以前の入学生については従前どおりとする。

付 則（平成 2 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 3 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 3 年度から平成 12 年度において生活文化学科生活文化専攻の
収容定員は、第 4 条の規定にかかわらず、次の通りとする。

	平成 3 年度		平成 4 年～11 年度		平成 12 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活文化学科						
生活文化専攻	100	150	100	200	50	150

付 則（平成 3 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 4 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 5 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 6 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 6 年度から平成 7 年度において英語科の収容定員は、第 4 条の規定にかかわらず次の通りとする。

平成 6 年度 100 人

平成 7 年度 200 人

付 則（平成 8 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 9 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 10 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 11 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 4 条および付則 26、30 の規定にかかわらず、平成 11 年度から平成 12 年度までの生活文化学科生活文化専攻・保育科および英語コミュニケーション学科の収容定員は次の通りとする。

生活文化学科	英語コミュニケーション		
生活文化専攻	保育科	学科	
平成 11 年度	180	150	170
平成 12 年度	110	200	140

付 則（平成 12 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 13 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 14 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成 13 年度以前の入学生については、従前どおりとする。

付 則（平成 15 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 16 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 17 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成18年4月1日一部改正）

この改正学則は平成18年4月1日から施行する。

ただし、学則第16条に規定する短期大学士、及び短期大学士に係る和歌山信愛女子短期大学学位規程は平成18年2月1日より施行する。

付 則（平成18年12月18日一部改正）

付 則（平成19年 3月20日一部改正）

この改正学則は平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年4月1日一部改正）

この改正学則は平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成20年5月7日一部改正）

付 則（平成20年8月4日一部改正）

付 則（平成20年11月26日一部改正）

付 則（平成21年2月18日一部改正）

付 則（平成21年3月11日一部改正）

付 則（平成21年3月17日一部改正）

付 則（平成21年3月23日一部改正）

この改正学則は平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成21年7月15日一部改正）

付 則（平成21年12月16日一部改正）

付 則（平成22年1月20日一部改正）

付 則（平成22年3月24日一部改正）

この改正学則は平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成22年9月25日一部改正）

この改正学則は平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成23年2月26日一部改正）

この改正学則は平成23年4月1日から施行する

付 則（平成23年5月27日一部改正）

この改正学則は平成24年4月1日から施行する。なお、平成23年度以前の入学生については、従前どおりとする。

付 則（平成24年2月25日一部改正）

この改正学則は平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月26日一部改正）

この改正学則は平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月29日一部改正）

この改正学則は平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月23日一部改正）

この改正学則は平成27年4月1日から施行する。

ただし、学則第22条に規定する生活文化学科生活文化専攻の全国大学実務教育協会認定資格に係る別表8は平成26年4月1日より適用する。

付 則（平成28年3月28日一部改正）

この改正学則は平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年3月28日一部改正）

この改正学則は平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成30年9月12日一部改正）

この改正学則は平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月28日一部改正）

この改正学則は平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月30日一部改正）

この改正学則は令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月30日一部改正）

この改正学則は令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和4年3月30日一部改正）

この改正学則は令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和4年8月26日一部改正）

付 則（令和5年3月30日一部改正）

この改正学則は令和5年4月1日から施行する。